政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 31 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

政府調達事務取扱要領

（http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/zuiikeiyaku/059009.html　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構財務部調達・管理課

電話03―5470―1507

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 31 日

独立行政法人電子航法研究所

◎調達機関番号　551　◎所在地番号　13

独立行政法人電子航法研究所政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（趣旨）

第１条　この手続は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成７年条約第23号。以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人電子航法研究所（以下「研究所」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人電子航法研究所会計規程（平成13年研究所規程第12号）第６条及び独立行政法人電子航法研究所会計規程実施細則（平成13年理事長達第４号）第２条の規定に基づき、独立行政法人電子航法研究所契約事務取扱細則（平成13年理事長達第８号。以下「契約事務取扱細則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この手続において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の付属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が附随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

⑸　契約者　電子航法研究所理事長

（適用範囲）

第３条　この手続は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12ヶ月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス、その他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（一般競争の公告）

第４条　契約者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においてはその期間を10日まで短縮することができる。

２　契約者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合においてさらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする場合）

第５条　前条の規定による公告は次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所及び日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

⑺　第８条に規定する文書の交付に関する事項

⑻　落札者の決定の方法

⑼　契約の手続において使用する言語及び通貨

２　契約者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約者は、第１項の規定による公告においては、同項の定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　入札期日

⑶　契約者の氏名

（公告に係る一般競争に参加しようとする者の取扱）

第６条　契約者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る一般競争に参加しようとする者から申請があったときは、速やかに、その者が競争参加資格を有するかどうかについて確認をしなければならない。